

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○両事業共通		
101	濃厚接触者となった利用者に対してサービスを実施した職員に対し、 <u>介護サービス事業所が独自に手当を支給する場合</u> 、今回の事業の対象となるか。 ※施設：濃厚接触者への介護従事1日につき、5,000円 訪問：濃厚接触者への訪問1回につき 2,000円 等	実施要領2（1）③の事業として対象となります。
102	1事業所1回の助成とあるが、初回交付で基準単価を下回る交付を受けた事業所が、後日感染が発生して別途かかり増し経費が発生した場合でも、再度の申請はできないのか。（できないのであれば、多くの事業所は2回目の交付まで待ち、まとまった金額で申請することが想定される）	原則1回ですが、資金繰り等やむを得ない場合については、実施要領4の基準額までは追加で申請が可能です。（2回とはカウントしません） なお、1回補助を受けた事業所において更に集団感染等が発生した場合については個別協議での対応を検討します。
103	介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業の対象者のうち、濃厚接触者に対応した訪問系～事業所とありますが、「濃厚接触者」の定義とは。	濃厚接触者は保健所の判断となります。
104	本事業の対象に該当しない場合でかかり増し経費が発生した場合、たとえば「感染疑い」（発熱や肺炎症状を示してPCR検査まで行ったが「陰性」と判定された利用者や同居家族等）ケースの対応に、かかり増し経費が生じた場合は対象外となるのか？	本事業の対象となるのは実施要領2（1）（2）の場合のみとなります。
105	1事業所・施設当たり1回までの助成とされているが、「（1）介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」と「（2）介護サービス事業所等との連携支援事業」の両方を申請する場合は、1回にまとめて申請しなければならないのか。	（1）と（2）を実施する場合は、別の目的の事業であるため、両者を算定可能です。 タイミングが同時期でない場合など必ずしも1回でまとめられない場合は分けて申請しても差し支えありません。
106	対象費用の（割増）賃金、手当の範囲について ・新たに雇用した職員でなくとも、割増賃金を含めた賃金総額について、補助対象としてよいか。 例：A施設でクラスターが発生し、B施設から応援職員を派遣。B施設の応援職員の賃金について、割増賃金を含めた賃金総額をA施設が負担することとなった場合に、賃金総額を補助対象としてよいか。	対象として差し支えありません。
107	感染症が発生した施設の介護職員が、感染のおそれがあるため帰宅せず。施設の近辺で宿泊を続ける場合の宿泊経費も補助の対象となるのか。	この場合の宿泊経費も補助の対象となります。
108	対象経費は「当該感染者・濃厚接触者」に対応した分のみであり、その他の利用者に使用する者は対象外か？若しくは事業所全体で、例示されたすべての経費が対象となるのでしょうか？	事業所が本事業の要件に当てはまる場合は、当該施設の職員全体が事業の対象となります。
109	対象経費の「（割増）賃金・手当」について、「手当」は具体的にどのようなものを想定しているか。感染疑い者や濃厚接触者、感染者へのサービス提供を行った介護従事者への危険手当を含むと解してよいか。	危険手当等の名称にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当等を対象として差し支えありません。
110	令和2年1月15日以降に感染者等の対応を行った事業所が、遡って手当等を支給した場合にも補助対象となるか。	実施要領2（1）（2）の要件に該当する場合は対象となります。
111	実施要領3（1）ウで「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・・・等」とあるが、ここでは、感染者支援や感染した職員の代わりとして、「新たに職員を雇用する」場合の人件費も含まれると考えてよいか。	含まれます。
112	対象経費として例示のある、事業継続に必要な（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費については実際に感染者や濃厚接触者に対応した職員のみを対象とすることを考えているが、問題ないか。	当該施設の職員であれば広く対象として差し支えないが、あえて限定することを妨げるものではありません。
113	従来通りのサービスを実施している事業所で、感染拡大防止のためにマスクや衛生用品等を購入した場合は、対象外であるという認識で良いか。	実施要領2（1）（2）に該当しない場合は対象外です。
114	既存のスタッフに追加手当を支給する場合も対象か。	既存のスタッフ如何にかかわらず、コロナウイルスへの対応として各種手当での支給は対象となります。
115	かかり増し経費とは、通常支援に必要なものを除き、濃厚接触者や罹患者が発生した後、対応するための経費のみをさすのか。	実施要領3（1）にあるように、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。
116	訪問するための、追加人員の確保のためとあるが、報酬との兼ね合いはどうなるのか。	通所から訪問サービスに切り替えた場合に、通所施設の職員以外（ヘルパー等）の人員を確保する場合の諸謝金等はかかり増し経費になりますので、対象です。
117	濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所…とあるが、この濃厚接触者は、利用者のみをさし、職員や利用者家族等は含まれないのか。 また、対応したとは、サービス提供をさすことでよいか。	いずれもお見込みのとおりです。
118	補助対象事業所の訪問系対象事業所に介護予防支援がありませんが、対象に含めてよいでしょうか。	介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとします。

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○両事業共通		
119	<p>実施要綱別添の助成額の欄に「1事業所・施設当たり1回まで助成することができる」という記載があるが、実施する事業が異なる場合は、同一事業所に複数回助成することは可能であるのか。</p> <p>例1 介護サービス事業所等との連携支援事業にて申請を行った事業所・施設が助成を受けた後に、介護サービス継続支援事業を行った場合は助成することは可能であるか。</p> <p>例2 通所サービス事業所が、訪問サービスを実施したため、実施要領2(1)④に該当し、申請を行い助成を受けた後に、コロナ感染者が発生に伴い、実施要領3(1)の「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」、(2)の「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」等を行った場合は、助成することは可能であるか。</p>	<p>例1について、実施要領2(1)と(2)は別の事業なので両方に該当する場合は、両者の助成が可能です。</p> <p>例2について、実施要領2(1)④の算定後に実施要領2(1)①～③に該当した場合は両者を算定可能です。</p>
120	<p>同事業における補助対象経費のうち、「(割増)賃金・手当」とは、割増分のみが補助対象ということか。</p>	<p>割増分以外にも新たに雇用する場合の人件費も対象となります。</p>
121	<p>補助対象事業所には、保険医療機関のいわゆる「みなし指定」を受けている介護保険適用事業所も含まれますか。</p>	<p>介護保険の利用者に対してサービスを提供しているのであれば対象となります。</p>
122	<p>当該事業の対象となる介護職員等に対する手当について、施設において感染者・濃厚接触者が発生した場合が考えられますが、「感染者が発生するかもしれない」というリスクを抱えながら介護業務につくという精神的な負担に対して手当を支給する場合も、当該補助対象の対象となるか。</p>	<p>新型コロナへの対応として新たに支給した各種手当について、種類、内容は問いません。</p>
123	<p>今回の事業で、修繕費、改修費、備品購入費用は対象となるか。</p>	<p>実施要綱の費用の例示や基準単価の額においては、大規模な修繕、改修を想定した基準額の設定とはなっておりません。対象経費については、交付要綱案にお示ししている範囲となります。</p> <p>※地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の中で、介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する枠組みがあります。</p>
124	<p>実施要領3(1)エで例示されている「介護報酬上では評価されない費用」とは具体的に何を指すか。</p>	<p>例えば、連携事業所で引継ぎを行う際の移動に係る交通費や引継書類作成に係る印刷費などが想定されます。</p>
125	<p>陽性者の濃厚接触者だったためPCR検査を実施し、陰性と判断された利用者は、保健所から自宅待機の指示がある期間は濃厚接触者であり、その期間中に事業所が対応した場合は助成対象との考えで良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
126	<p>実施要領2(1)④について、小多機と看多機の通いサービスは対象外ということになるか。</p> <p>もし対象外である場合、小多機と看多機は、実施要領2(1)①～③、または介護サービス事業者等との連携支援事業に該当した場合に対象となりうるということか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>小多機、看多機は通常サービスの訪問に切り替えるだけです。業態変更のかけ増しには該当しないという整理です。</p>
127	<p>実施要領3(1)ウ、コに職員確保費用について、手当とあるが、どういった手当を想定されているか。手当の対象、単価等あればお示しおたください。</p>	<p>新型コロナの対応を踏まえて、通常では出していない手当を支給した場合は対象となります。手当の内容、対象、金額については事業所等で定めることとなります。</p>
128	<p>実施要領3(1)ウにある損害賠償保険について、派遣職員の怪我や感染した場合の補償を対象とした保険も対象となるか。</p>	<p>事業の実施に必要な保険であれば対象として差し支えありません。</p>
129	<p>派遣元の事業所では、感染症が確認された施設に派遣された職員に対して、直ちに勤務させるのではなく、2週間程度休業させることも考えられる。その場合の人件費は、対象経費となるか。</p>	<p>その方が従来からの職員であれば、基本は介護報酬で人件費を見て、その方が休む間に勤務する者の超過勤務手当や非常勤職員の新規雇用などが、本事業のかけ増し経費となります。</p>
130	<p>次のような場合はどの時点からの経費が対象となるか。</p> <p>例 4/8にA利用者にサービスを提供(これ以降はサービス提供していない)、4/10にA利用者に発熱症状、4/20にA利用者に陽性診断</p> <p>4/8、4/10、4/20いずれの時点からのかけ増し経費が対象になるか。</p>	<p>A利用者に陽性診断がでたのが4/20ですが、それ以前に陽性の疑いを想定して対応を行った場合は、その時点から起算して差し支えありません。</p>
131	<p>応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく雇った職員の「賃金」については対象となるとあるが、新しく雇った職員の「賃金」には、基本給及びその他手当の両方が含まれる(補助対象となる)のか。</p>	<p>含めても差し支えありません。</p>
132	<p>応援を受けた感染者が発生した介護施設運営法人が、他法人からの応援職員に対し、謝金を支払った場合に対象経費として差し支えないとあるが、支払った謝金が、応援職員の基本給相当額であった場合も対象経費としてよいか。</p>	<p>謝金は社会通念上妥当と判断される額でお支払いください。</p>

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○両事業共通		
133	<p>本事業の対象要件に該当するため申請する予定であるが、神奈川県が実施する「介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業」も類似の補助事業であり、対象となるものと想定される。横浜市、神奈川県の両方に申請することは可能か。</p>	<p>同一経費でなければそれぞれの事業に申請することは可能です。 (例)</p> <p>①感染者が発生したため、施設内を消毒し衛生資材を購入。さらに職員に手当を支給した。</p> <p>②その後の運営継続にあたり、感染防止対策として、衛生資材を追加購入し、施設内の定期消毒を行っている。</p> <p>→①でかかった経費は本事業で申請。②でかかった経費は神奈川県の支援事業で申請。</p>

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○サービス継続支援事業		
201	実施要領3(1)キで「ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等」と記載があるが、当該タブレットを使用してどのようなサービスを行うことを想定しているのか(通所系事業者が利用者宅を訪問しサービスを実施するが、効率的にサービスを行うため、訪問前にあらかじめ利用者が当該タブレットを活用して、体温等健康状態を入力しておくといったことか。)	利用者が自宅でタブレットを使用して、職員とビデオ通話により安否確認する場合等を想定している。
202	通所介護事業所の利用者及び職員に感染者が発生したが、当該事業所は特別養護老人ホームに併設されている事業所である。今回の感染者発生を受けて、特別養護老人ホーム利用者及び職員との接触を回避するため、施設・事業所の共有部分にパーティションを設置するが当該費用は実施要領2(1)の介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用として、補助金対象となるということでしょうか。	感染症対策としてかかり増した経費と考えられます。
203	実施要領2(1)に関する対象経費は、申請時点で既に発生済みのもののみか。仮に、申請日以降の予定経費も計上可能なら、実施要領3で例示されているリース費用その他の経費の対象期間はいつの分まで計上可能なのか。	事業所の申請時点で発生しているかかり増し費用について補助を行います。
204	訪問介護事業所で利用者にコロナウイルス感染者が発生したため、サービスに入っていた訪問介護員を2週間自宅待機とし、その間の給与を保証した。また、5月4日から10日まで自主的に休業し、その間の従業員の給与を6割保障した。上記賃金について補助金の対象となるか否か。	自宅待機となった者が濃厚接触者となれば補助金の対象となります。
205	継続支援事業の対象経費として実施要領3(1)イで「マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用」が例示されている。接触感染防止のために血圧計を増やす経費や、症状として現れる肺炎の悪化に対応するパルスオキシメーターなどの医療機器購入経費も対象として差し支えないか。	差し支えありません。
206	継続支援事業の対象経費の例ウについて「事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費、・宿泊料、損害賠償保険の加入費用等」が例示されている。感染者が発生した介護施設では、保健所の指示により10名以上の職員が「濃厚接触者」に指定され自宅待機となる場合がある。介護施設の運営を継続するために、急遽、他法人が運営する介護施設職員が応援派遣されることが想定される。そこで、応援を受けた感染者が発生した介護施設運営法人が、他法人からの応援職員に対し、謝金を支払った場合に対象経費として差し支えないか。	差し支えありません。
207	実施要領3(1)ウに手当が例示されていますが、この手当はどのような手当を想定されておられますでしょうか。サービス事業所が既存の利用者に対してサービスを行う際、利用者が濃厚接触者又は感染者と判断された場合において、日常生活に必要な介護サービスを維持するためにサービス提供を行うものに対して支給する特殊勤務手当は対象となりますでしょうか。	手当の種類にかかわらず、コロナウイルスへの対応が無ければ発生しなかった各種手当を対象として差し支えありません。
208	実施要領2(1)④の対象事業所に認められる費用は、実施要領3(1)コ～セの費用のみであると考えてよいか	実施要領3(1)カ、キも対象となる。お見込みのとおりです。
209	実施要領3(1)カ、キの費用の対象になるのは、実施要領2(1)①②の対象事業所のみであると考えてよいか	④も対象となる。
210	連携先事業所が応援職員を派遣し、感染症発生事業所が最終的に当該人件費を負担する場合、基本的には実施要領2(1)②が対象事業所になるが、申請に重複がなければ、実施要領2(2)も対象事業所になると考えてよいか	感染症発生事業所が応援職員の人件費等を負担した場合は、実施要領3(1)②で申請することとなる。
211	実施要領3(1)「通所系サービス事業所が人数を制限してサービス実施に係る費用」として、通所しない利用者宅への訪問や安否確認を行うために、ICT機器、自転車等の備品購入費を対象としているが、新型コロナに影響に伴い短期間のみ行った場合においても、備品購入費の全額を補助対象とみなすのか。	基準単価の範囲内で対象として差し支えありません。

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○サービス継続支援事業		
212	<p>実施要領2(1)①～③に該当する通所サービス事業所が④を行った場合は、基準額は倍額となると考えて良いか。</p> <p>※例えば、通所介護事業所(通常規模型)であれば、1事業所あたり537千円+537千円=1074千円と考えると良いか。</p> <p>又は、</p> <p>ア「介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用」</p> <p>イ「通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用」</p> <p>ウ「通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所以て行うサービス実施に係る費用」</p> <p>アからウまでの経費で、基準額537千円として考え、</p> <p>エ「通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)による訪問サービス実施に係る費用」</p> <p>エまでの経費で、基準額537千円として考えるのか。</p>	<p>倍額となります。</p>
213	<p>「通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所～」とありますが、休業要請を受けていない通所系サービス事業所が(居宅訪問のサービスは未実施)事業所でのサービス提供を継続し、車両を増やし送迎を少人数で実施する等を実施した場合は本補助金の【対象外】となるか。</p>	<p>お見込みのとおり、居宅訪問サービスを実施していない場合は【対象外】となります。</p>
214	<p>実施要領2(1)④の感染症の発症者や濃厚接触者がいない通所系事業所が訪問サービスを実施する場合については、自主休業をした場合のみ事業の対象となるのか。もしくは、通常営業に加え訪問サービスを提供した場合も対象となるのか。</p>	<p>実施要領2(1)④については、通常のデイサービスの一部を訪問に切り替えた場合も対象となります。</p>
215	<p>実施要領2(1)④については、居宅訪問によるサービス提供の実績がなくとも、利用者からの連絡を受ける体制を整えて、サービス提供の準備までしていれば申請可能なのか。</p>	<p>居宅を訪問することが要件となっています。</p>
216	<p>「人員基準等の臨時的な取扱い(第4報)」の問1において、「感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて通常のサービス提供と訪問によるサービス提供を組み合わせる場合」も人員基準等の臨時的な取扱いの対象とされていることから、この場合も、実施要領2(1)④の対象事業所になると考えてよいか</p>	<p>差し支えありません。</p>
217	<p>消毒費用や衛生用品購入費用などについて、感染者の発生・濃厚接触者の対応と経費の支出との前後関係をどのように確認するか。</p> <p>(例えば、濃厚接触者に対応した事業所から、感染防止のためにあらかじめ購入していた衛生用品の購入費用は、どこまでが補助対象経費と認められるのか。対応の後だけか、1/15以降はすべて認められるのか)</p>	<p>左の例でいえば、濃厚接触者が発生した時点からのかかり増し経費となります。</p>
218	<p>実施要領2(1)④において、通所系サービス事業所が、訪問によりサービスを提供する際には、「居宅を訪問し」と記載されているが、「人員基準等の臨時的取扱い(その6)」にあるとおり、電話による安否確認のみの場合でも、助成対象となると考えて良いか。</p>	<p>電話の安否確認については介護報酬の対象となりますので、居宅を訪問しない場合はかかり増し経費の対象とはなりません。</p>
219	<p>休業した短期入所サービス事業所が、代替サービスとして訪問サービスを実施した場合のかかり増し経費は、助成【対象外】と考えると良いか。</p>	<p>実施要領2(1)④のとおり、通所系サービスに限られます。</p>
220	<p>実施要領2(1)③において「濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、介護施設等」とありますが、次のどちらの意味となるか。</p> <p>解釈①:保健所が「濃厚接触者」と認定した介護サービスの利用者に対して「実際に」介護サービスを提供した事業所。</p> <p>解釈②:濃厚接触者に対して実際に介護サービスを提供していないが、濃厚接触者が発生した時に備えて、事業所として対応できるように消毒剤、マスク、手袋等の衛生用品を買いだめしたり濃厚接触者ケア用専用車を購入したりした事業所。</p>	<p>解釈①となります。</p>
221	<p>1月15日以降に休業要請を受けた事業所や感染症患者が発生した事業所等が既に支出した経費(衛生用品購入費、割増賃金・手当等)についても、本補助金の対象となるか?</p>	<p>1月15日以降から本事業は対象となりますが、事業所の個別の対象経費の起算日は休業要請を受けた日や感染が発生した日以降となります。</p>

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○サービス継続支援事業		
222	<p>継続支援事業については、福祉用具貸与事業所は対象外となっていますが、なぜか。居宅を訪問した場合に、濃厚接触者に対応するということも考えられますが、いかがか。</p>	<p>福祉用具は人が集まって提供される形態ではなく、また、通所等の代替サービスとして提供されることも想定されていないため、対象外という整理となりました。</p> <p>ただし、他サービスとの連携支援への補助に関しては、福祉用具事業所も関係者の一員として対象となっています。また、福祉用具貸与事業所はモニタリングを居宅訪問で行わなくてよいことになっております。</p>
223	<p>感染防止のためにあらかじめ購入したものは対象外であり、濃厚接触者が発生した時点から対象という記載があるが、以下のような場合は、対象とみなせるのか。</p> <p>(1) 感染の疑いのあるものが発生して、PCR検査まで時間がかかり、感染者と断定されるまで一定の期間があった。疑いがある時点で、消毒の実施や割増賃金などを行った場合は、対象となるのか。あくまで、感染者と断定されて以降の経費が対象となるのか。</p> <p>(2) 実施要領2(1)④で、通所サービス事業所が自主的に休業を行い、訪問サービスを実施した経費が対象となるが、1月15日以降の経費であれば、自主休業を行う前に、訪問サービスを行うため(今後行うための備え)に要した経費(車の購入、訪問サービスのための人員確保経費等)は、対象となるのか。</p>	<p>(1) 感染の疑いがあると認識しそれを踏まえた対応を行っている時点から、一連のかかり増し経費として差し支えありません。</p> <p>(2) 実施要領2(1)④は自主休業(完全休業・一部休業・縮小)のみならず、利用者がサービス利用控えをしている場合も含まれます。これらの場合に通所介護事業所が、訪問サービスの実施に要した費用は対象となります。</p>
224	<p>特養と通所の共有部分にパーティション設置を行う照会があるが、1つの建物に複数の事業所がある場合が、2事業所にまたがる経費が想定されるが、専有面積による按分を行う(もしくは、事業者が提示する按分方法で、都道府県が妥当と認める方法)等して、各々の事業所に要した経費として、申請を出す必要があると考えて良いか。</p> <p>2事業所にまたがる経費についての按分方法を提示することはあるのか。</p>	<p>複数の事業所にまたがる費用については、費用按分により申請を行うことが適当と考えます。事業所のかかりまし経費の内容を踏まえて適宜合理的な方法で差し支えありません。</p> <p>例えば、パーティションであれば専有面積の割合等での按分が考えられます。</p>
225	<p>実施要領2(1)②について、介護サービス事業所において利用者又は職員に感染者が発生し、消毒・清掃等を行った。利用者は自宅待機となり、事業所は自主休業を行うことになった場合、「消毒・清掃等」の経費については事業を継続していないため、今回の「補助対象とはならない」と考えてよいか。</p> <p>同様に③についても、同じと考えてよいか。</p>	<p>実施要領2(1)②③に該当した時点で、その後休業の有無にかかわらず、かかり増し経費が発生すれば補助対象となります。</p>
226	<p>通所リハビリテーション事業所が、代替として当該事業所職員による訪問サービスを提供するため、タブレットを購入したとのことでしたが、実施要領3(1)のコ〜セに当たらず、キとも異なる認識だが、当該支援事業の対象となるか。</p>	<p>例示に無い場合でも、事業内容に照らし合わせて必要であれば対象となります。</p>
227	<p>実施要領2(1)④「利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で」とありますが、この場合の体制とは、利用者から事業所に電話があった場合にに対応できるように、事業所に職員を配置させるだけでもよろしいでしょうか。随時対応等を想定しているのか、具体的な要件をご教授ください。</p> <p>また、個別サービス計画の内容を変更しないと対象にはならないでしょうか。</p>	<p>実施要領2(1)④の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)別紙1に依るものです。同事務連絡ではご質問の内容に係る具体的な要件は提示していませんが、その趣旨は居宅で生活している利用者に対し、できる限りのサービスを提供することにあり、これをふまれば、各事業所の状況に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズを把握し、それに応じた対応ができるような体制を整備しておくこと</li> <li>・個別サービス計画の内容をふまえた対応を行うことが必要になるものと考えます。</li> </ul>

横浜市 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業 事業者向けQ&A

No	質問内容	回答
○連携支援事業		
301	<p>2)連携支援事業における職員応援派遣に係る費用について次のような場合も該当しますか。</p> <p>①連携により利用者を受け入れた場合の、既存の職員の割増賃金について。</p> <p>②応援派遣した職員の穴を埋めるため、新しく職員雇った場合の、派遣した職員の割増賃金及び、新しく雇った職員に係る職業紹介料や賃金について。</p>	①、②のいずれについても対象となります。
302	<p>本事業の対象経費は、年度をまたぐことになるが、令和2年1月15日以降に事業所等において支出した経費と解してよいか。その場合、従前からの備蓄していた衛生用品等を使用して対応した場合の取り扱いはどうなるのか。</p>	本事業においては、1月15日より前に購入した場合は平常時の経費と整理し、対象とはなりません。
303	<p>次の例1、2は「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」の職員応援派遣に係る費用に該当するというのでよいか。</p> <p>例1)施設Aで感染症が発生し、複数職員が陽性・濃厚接触のため勤務ができず、Aが人員不足となる。同一法人内の他施設BからAに職員を派遣し、Aの事業を継続。Aへの派遣によりBで生じる人員不足に、他法人施設Cから応援派遣あり。Cに対し、Bへの派遣のための諸経費を補助する。</p> <p>(発生施設A←同一法人施設B←<u>他法人施設C</u>) <u>二重下線部分</u>への補助</p>	最終的に施設Aの支援につながるため対象として差し支えありません。
304	<p>例2)施設Dで感染症が発生。入所者のうち濃厚接触等の感染リスクのあった者はDでサービスを継続。非感染者は外部の宿泊施設Eへ移動させ、Eにてサービスを提供。Eへ他法人施設Fから応援派遣あり。Fに対し、Eへの派遣のための諸経費を補助する。</p> <p>(発生施設D→非感染者のみ宿泊施設E←<u>他法人施設F</u>) <u>二重下線部分</u>への補助</p>	最終的にDの入所者の支援につながるため対象として差し支えありません。
305	<p>休業事業所と連携した事業所について、休業事業所と同一法人の事業所が連携した場合は対象外となるのか。</p>	同一法人如何にかかわらず対象となります。
306	<p>介護サービス事業所等との連携支援事業において、実施要領3(2)イで経費の例として「利用者引き継ぎ等の際に生じる、<u>介護報酬上では評価されない費用</u>」が挙げられています。どのような費用を想定し、どのような支出の証拠書類の提出であれば認められるのでしょうか。支出の証拠書類がないもの(あるいは、支出の証拠書類があっても、引き継ぎのためのみに支出されたと限定することが難しいもの)についても、認められるのでしょうか。</p>	領収書、レシート及びこれに準ずる費用がかかったことを証明する資料により判断します。
307	<p>実施要領4の「連携支援事業」でグループホームは定員単位で基準額が示されているが、この定員は施設の定員という理解でよいか。</p> <p>(例) 受入施設 Aグループホームの定員18人 18×36千円=648千円支給</p>	施設の定員となりますが、「連携支援事業」は派遣元施設のかかり増し経費となるため、派遣元施設の基準単価や定員を使います。
308	<p>住宅型有料・サ高住の入居者が利用していた居宅サービス事業所が、実施要領2(1)②に該当したため利用を中止せざるを得なくなり、その影響で当該住宅型有料・サ高住において職員を増員してサービス提供した場合も、連携支援事業の対象になるか。</p>	利用していた居宅サービス事業者が連携支援するために事業を縮小したために、利用が出来なくなった場合であれば、実施要領2(2)に該当した場合のみ「連携支援事業」の対象となります。
309	<p>「自主的に休業した事業所」とあるが、期間等の定めはあるか。</p>	各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が訪問サービスのみを提供する場合も含む)が連続3日間以上の場合を指します。